

納税の公平性を保つために 財産の差押えを実施しています

美浦村では、滞納者と納期限までに納税していただいている大多数の皆様との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。

皆様が納める税金は、福祉や教育等の貴重な財源として活用されていますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。もし、納期限までに納税できない事情ができたときは、早めに役場収納課にご相談ください。

◎納期限を過ぎても納税しないとは…

税金の納税は、定められた納期限までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくのが本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、未納分が完納されないことを「滞納」といいます。

滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価（取立）し、その代金を滞納している村税等に相当する一連の処分である強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体は、その財政基盤の確保のため、租税等の債権について裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができ、「自力執行権」が認められています。

※延滞金の率：納期限の翌日から1カ月間は特例基準割合に年1%を加算した割合（平成26年は年2・9%）、納期限の翌日から1カ月経過した後は特例基準割合に年7・3%を加算した割合（平成26年は年9・2%）で加算されます。

◎滞納処分の流れ

①督促発布 納期限までに村税等が完納されない場合は、滞納者に督促状を発しなければなりません。

◇根拠法令 地方税法第329条、第371条、第457条他

②財産調査 滞納処分のために調査等が必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問・検査および搜索をすることが出来ます。

◇根拠法令 地方税法第298条、国税徴収法第142条他

③財産差押え 滞納者に対し督促状を発した日から10日を経過した日までに滞納となっていない村税等が完納されないときは、その滞納者の財産を差押えなければなりません。

◇根拠法令 地方税法第331条、第373条、第459条他

④換価（取立） 差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより、差押え財産を金銭に換えます。

◇根拠法令 国税徴収法第67条、第94条、第109条他

⑤配当 差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

◇根拠法令 国税徴収法第129条

◎納税相談はお早めに

病気やケガ、失業、経営不振等の事情により税金の納付が困難な場合は、それを放置せずに役場収納課に早めにご相談ください。納税相談は事前にご連絡いただければ、よりスムーズに相談が進みます。また、納期限が過ぎてしまった納付書では税金等を納めることができません。新たな納付書を収納窓口または郵送で再交付しますので、早めに役場収納課にご連絡ください。納付書の紛失等による再交付、その他納税に関する疑問・質問等については役場収納課へお問い合わせください。

◇課税内容のお問合せ先

- ・村県民税、固定資産税、軽自動車税について
- 役場税務課
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について
- 役場国保年金課
- ・介護保険料について
- 役場福祉介護課

平成25年度 滞納処分実績

《不動産公売》	公告件数 6件	売却件数 5件
	換価金額 7,508,000円	
《債権差押え》	件数 223件	差押金額 62,411,929円
	取立金額 44,848,601円	
《不動産差押え》	件数 27件	
《不動産参加差押え》	件数 41件	
《競売事件等に対する交付要求》	件数 70件	

債権…生命保険金、預貯金、売掛金、給与賞与、年金等
国税還付金